

福井県報

第 2426 号
平成 25 年
5 月 7 日(火)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

- 告示
- 受胎調節実地指導員の指定(二六二・健康増進課)……………一
 - 県営第一工業用水道事業集水埋渠更新工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(二六三・公営企業経営課)……………一
 - 臨海下水道事業排水処理施設(土木)増設工事その1の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(二六四・同)……………二
 - 臨海下水道事業排水処理施設(土木)増設工事その2の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(二六五・同)……………四
 - 特定第二号漁業者に対する共済契約の締結の申込みに係る同意成立の届出(二六六・水産課)……………五
- 公告
- 平成二十五年毒物劇物取扱者試験の実施(医薬食品・衛生課)……………五
 - 平成二十五年登録販売者試験の実施(同)……………六
 - 大規模小売店舗立地法の規定による意見(二件・商業振興・金融課)……………六
 - 土地改良区の役員の退任(三件・福井農林総合事務所)……………七
 - 土地改良区の役員の就任(同)……………七
- 公安委員会告示

- 警備業法第二十三条第一項の規定による検定の実施(一六〇・生活安全企画課)……………七
- 警備員指導教育責任者講習の実施(六一・同)……………八

告示

福井県告示第262号

母体保護法(昭和23年法律第156号)第15条第1項の規定に基づき、次の者を受胎調節実地指導員に指定したので、福井県母体保護法施行細則(昭和27年福井県規則第59号)第6条の規定により告示する。

平成25年5月7日

福井県知事 西川 一誠

住所 丹生郡越前町織田85-2
氏名 山崎 兼由
指定年月日 平成25年4月23日

福井県告示第263号

県営第一工業用水道事業集水埋渠更新工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等(平成10年福井県告示第749号)の規定は適用せず、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法を次のとおり公示する。

平成25年5月7日

福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

県営第一工業用水道事業集水埋渠更新工事

(2) 工事場所

福井県鯖江市舟津町～福井県越前市家久町地保

(3) 工事概要

施工延長151m
巻線型スクリーン(φ900)153m

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「特定建設工事入札参加資格」という。)の審査を申請することができる者
特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県丹南土木事務所管内に主たる営業所(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。))第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業者を言う。以下同じ。)を有する2の建設業者(法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。)により結成された共同企業体であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)

を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について土木一式

工事A等級の資格を有すると決定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき更生

手続開始の申立てが行われている者または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき再生

手続開始の申立てが行われている者)

については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に

基づく競争入札参加資格の再認定を受けて

いること。)

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があつた場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づき指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること、または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第4項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証および監理技術者講習修了証を有する者であること。）であつて、この

工事に関する入札公告において定める基準を満たしているものをこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者が次に掲げる要件のすべてを満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大であること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評価通知書（経営事項審査（法第27条の23第1項に規定する経営事項審査をいう。以下同じ。）の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（平成25・26年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

ク 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

平成25年5月7日(火)から同年5月24日(金)まで（福井県の休日等を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部公営企業経営課企画・会計グループ

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送等によりまたは持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。なお、郵送等により提出する場合には、書留郵便その他配達記録が残るものを利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無および格付けは、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の6の規定の例により決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であつても、申請書を提出した後入札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥つたと明らかに認められ

る等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落れた共同企業体の入札参加資格および格付けにあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設業グループ

電話番号 0776-20-0470

福井県告示第264号

臨海下水道事業排水処理施設（土木）増設

工事その1の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

平成25年5月7日

福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

臨海下水道事業排水処理施設(土木)

増設工事その1

(2) 工事場所

テクノポート福井浄化センター
福井県坂井市三国町米納津地係

(3) 工事概要

反応タンク 1式
最終沈殿池 1式

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「特定建設工事入札参加資格」という。)の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県内に主たる営業所(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業者をいう。以下同じ。)を有する2の建設業者(法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。)により結成された共同企業体であること。
(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格に就いて土木一式工事A等級の資格を有すると決定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者に

ついては、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。)

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数(継続した営業年数とし、許可の失効(法第3条第3項)または許可の取消し(法第29条)があつた場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。)が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領(以下「措置要領」という。)に基づき指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していることまたは退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないことを認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技

術者または同条第2項および第4項に規定する監理技術者(監理技術者資格者証および監理技術者講習修了証を有する者であること。)であつて、この工事に関する入札公告において定める基準を満たしているものをこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者が次に掲げる要件のすべてを満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大であること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書(経営事項審査(法第27条の2第3第1項に規定する経営事項審査をいう。以下同じ。)の結果について

の法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。)の写し(平成25・26年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査(再審査を含む。)において

用いたものに限る。)

エ 共同企業体協定書
オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等(3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。)の交付期間等

ア 交付期間

平成25年5月7日(火)から同年5月24日(金)まで(福井県の休日等を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部公営企業経営課企

画・会計グループ

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送等によりまたは持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。なお、郵送等により提出する場合には、書留郵便その他配達記録が残るものを利用して送付しなければならぬ。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無および格付けは、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等(平成10年福井県告示第749号)の6の規定の例により決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請

書を提出した後入札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

- 5 特定建設工事入札参加資格の有効期間
特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。
- 6 その他
特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先
福井県土木部土木管理課建設業グループ
電話番号 0776-20-0470

福井県告示第265号

臨海下水道事業排水処理施設（土木）増設工事その2の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法を次のとおり公示する。

平成25年5月7日

福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

臨海下水道事業排水処理施設（土木）増設工事その2

(2) 工事場所

テクノポート福井浄化センター

福井県坂井市三国町米納津地保

(3) 工事概要

汚水調整池 1式
凝集沈殿池 1式

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者
特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業者をいう。以下同じ。）を有する2の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。
ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格に有する者または再生工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基

づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づき競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があつた場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づき指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること、または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他

経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第4項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証および監理技術者講習修了証を有する者であること。）であつて、この工事に関する入札公告において定める基準を満たしているものをこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者が次に掲げる要件のすべてを満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大であること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査（法第27条の2第3第1項に規定する経営事項審査をいう。以下同じ。）の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（平成25・26年度の福井県建設工事等競争入札参加

資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）

- エ 共同企業体協定書
- オ 工事経歴書
- カ 技術職員名簿

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

平成25年5月7日（火）から同年5月24日（金）まで（福井県の休日を含める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部公営企業経営課企画・会計グループ

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送等によりまたは持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。なお、郵送等により提出する場合には、書留郵便その他配達記録が残るものを利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無および格付けは、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成1

0年福井県告示第749号）の6の規定の例により決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後入札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしいと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査について

の照会先

福井県土木部土木管理課建設業グループ
電話番号 0776-20-0470

福井県告示第266号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査し、特定第2号漁業者の同意が要件に適合すると認められたので、法第108条第5項において準用する法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

平成25年5月7日
福井県知事 西川 一誠

若狭三方加入区

1 発起人の住所および氏名

三方上中郡若狭町常神1-7

常神須崎定置網組合

代表者 藤村 照雄

三方上中郡若狭町小川10-6

小川大敷網組合

代表者 安原 博之

2 区 域

若狭三方漁業協同組合の地区の区域

3 区 分

大型定置漁業区分

4 漁業災害補償法施行規則（昭和39年

農林省令第35号）第48条の2において

準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成25年5月7日

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第3

03号）第8条第1項第3号の規定に基づき

、平成25年度毒物劇物取扱者試験（以下「

試験」という。）を実施するので、毒物及び

劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第

4号。以下「令」という。）第8条の規定に

より、次のとおり公告する。

平成25年5月7日

福井県知事 西川 一誠

1 試験日時

平成25年8月6日（火）

午後1時から午後3時まで

2 試験場所

福井県立大学

吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

3 試験科目
(1) 筆記試験

ア 毒物および劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物および劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては令別表第1に掲げる毒物および劇物ならびに特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては令別表第2に掲げる劇物に限る。以下同じ。）の性質および貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物および劇物の識別および取扱方法

4 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる写真を添えて、県内居住者は住所を所管する県健康福祉センターに、県外居住者は福井県健康福祉部医薬食品・衛生課に提出すること。

なお、受験願書は平成25年5月13日（月）より、県内の県健康福祉センターおよび福井県健康福祉部医薬食品・衛生課で配布する。

(1) 写真（出願前6か月以内に撮影の無帽、正面、上半身の縦の長さ6cm、横の長さ4cmの大きさで、裏面に氏名および生年月日を記載したもの）

1 葉

5 受験手数料

10,500円分の福井県証紙（消印しないこと。）を受験願書の所定の箇所にごよう付すること。

6 受験願書の提出期間

平成25年5月27日（月）から同年5月31日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送による場合は平成25年5月31日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。

7	合格発表 平成25年8月26日(月) 午前10時に合格者の受験番号を福井県庁1階の掲示板および県内の県健康福祉センターの掲示板に掲示するほか、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課のホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。
8	その他 受験手続その他試験に関する問い合わせは、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課(福井市大手3丁目17-1 電話0776-20-0347)または県内の県健康福祉センターあてに行うこと。
1	試験日時 平成25年8月25日(日) 午前10時から午後3時まで
2	試験場所 福井大学 松岡キャンパス 吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
3	試験方法 筆記試験
4	試験項目 (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識 (2) 人体の働きと医薬品 (3) 主な医薬品とその作用 (4) 薬事に関する法規と制度 (5) 医薬品の適正使用と安全対策
5	受験手続

1	試験日時 平成25年6月10日(月) から同年6月21日(金) までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日は除く。)とし、郵送による場合は必ず書留郵便で行い、平成25年6月21日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。
2	試験方法 筆記試験
3	試験項目 (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識 (2) 人体の働きと医薬品 (3) 主な医薬品とその作用 (4) 薬事に関する法規と制度 (5) 医薬品の適正使用と安全対策
4	試験場所 福井大学 松岡キャンパス 吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
5	試験方法 筆記試験
6	試験項目 (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識 (2) 人体の働きと医薬品 (3) 主な医薬品とその作用 (4) 薬事に関する法規と制度 (5) 医薬品の適正使用と安全対策
7	受験手続
8	その他 受験手続その他試験に関する問い合わせ

1	試験日時 平成25年9月27日(金) 午前10時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日は除く。)とし、郵送による場合は必ず書留郵便で行い、平成25年6月21日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。
2	試験方法 筆記試験
3	試験項目 (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識 (2) 人体の働きと医薬品 (3) 主な医薬品とその作用 (4) 薬事に関する法規と制度 (5) 医薬品の適正使用と安全対策
4	試験場所 福井大学 松岡キャンパス 吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
5	試験方法 筆記試験
6	試験項目 (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識 (2) 人体の働きと医薬品 (3) 主な医薬品とその作用 (4) 薬事に関する法規と制度 (5) 医薬品の適正使用と安全対策
7	受験手続
8	その他 受験手続その他試験に関する問い合わせ

1	試験日時 平成25年6月10日(月) から同年6月21日(金) までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日は除く。)とし、郵送による場合は必ず書留郵便で行い、平成25年6月21日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。
2	試験方法 筆記試験
3	試験項目 (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識 (2) 人体の働きと医薬品 (3) 主な医薬品とその作用 (4) 薬事に関する法規と制度 (5) 医薬品の適正使用と安全対策
4	試験場所 福井大学 松岡キャンパス 吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
5	試験方法 筆記試験
6	試験項目 (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識 (2) 人体の働きと医薬品 (3) 主な医薬品とその作用 (4) 薬事に関する法規と制度 (5) 医薬品の適正使用と安全対策
7	受験手続
8	その他 受験手続その他試験に関する問い合わせ

1	試験日時 平成25年6月10日(月) から同年6月21日(金) までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日は除く。)とし、郵送による場合は必ず書留郵便で行い、平成25年6月21日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。
2	試験方法 筆記試験
3	試験項目 (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識 (2) 人体の働きと医薬品 (3) 主な医薬品とその作用 (4) 薬事に関する法規と制度 (5) 医薬品の適正使用と安全対策
4	試験場所 福井大学 松岡キャンパス 吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
5	試験方法 筆記試験
6	試験項目 (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識 (2) 人体の働きと医薬品 (3) 主な医薬品とその作用 (4) 薬事に関する法規と制度 (5) 医薬品の適正使用と安全対策
7	受験手続
8	その他 受験手続その他試験に関する問い合わせ

4 聴取した意見の縦覧場所

- (1) 福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業振興・金融課
 - (2) 福井市大手三丁目10番1号
福井市商工労働部ワーケット戦略室
- 5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯
- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により坂井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年5月7日

福井県知事 西川 一誠

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
ユース春江店

坂井市春江町西長田第40の46

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ユース
代表取締役 古谷 光雄
福井市文京一丁目16番1号
- 3 聴取した意見の概要
特になし

4 聴取した意見の縦覧場所

- (1) 福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業振興・金融課
 - (2) 坂井市坂井町下新庄第1号1番地
坂井市産業経済部観光産業課
- 5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

- 公告の日から1月間
- (2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

足羽南部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成24年12月10日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年5月7日

福井県知事 西川 一誠

- 役員名 氏 名 住 所
理事 和田 清孝 福井市西大味町28-6

足羽南部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成25年2月1日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年5月7日

福井県知事 西川 一誠

- 役員名 氏 名 住 所
理事 山下 幸藏 福井市西大味町28-8

足羽南部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成25年1月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年5月7日

福井県知事 西川 一誠

- 役員名 氏 名 住 所
理事 中村 博幸 福井市東大味町24-14

足羽南部土地改良区から、土地改良法（昭

和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成25年3月3日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年5月7日

福井県知事 西川 一誠

- 役員名 氏 名 住 所
理事 石川 進 福井市西大味町30-2-2
- 理事 和田 恒央 福井市西大味町28-6
- 理事 島崎 恒守 福井市東大味町24-5

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第60号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成25年5月7日

福井県公安委員会

委員長 鎌谷 忠雄

- 1 検定の区分、実施日、時間および場所
(1) 検定の区分、実施日および時間

ア 学科試験

検定の区分	実施日	実施時間
交通誘導警備業務1級	平成25年8月9日（金）	午前9時30分から 午前11時まで
交通誘導警備業務2級		午後1時30分から 午後3時まで

イ 実技試験

検定の区分	実施日	実施時間
交通誘導警備業務1級	平成25年8月29日（木）	午後1時から 午後5時まで
交通誘導警備業務2級		午前8時30分から 午前12時まで

(2) 実施場所

- ア 学科試験
 - 福井県福井市大手3丁目17番1号
 - 福井県警察本部地下2階中会議室
- イ 実技試験
 - 福井県越前市余田町第2号1番地1
 - 福井県警察本部交通部運転免許課
 - 丹南分室
- 2 定員
 - 各30人
- 3 受検資格
 - (1) 交通誘導警備業務2級
 - 福井県内に住所を有する者または福井県内の営業所に所属する警備員
 - (2) 交通誘導警備業務1級
 - (1)に該当する者であつて、次のいずれかに該当するもの
 - ア 検定を受けようとする警備業務の種類別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上ある者
 - イ 福井県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識および能力を有すると認める者
- 4 検定試験の方法および内容
 - 学科試験および実技試験により行う。ただし、学科試験に合格しなかつた者に対しては、実技試験は行わない。
 - (1) 交通誘導警備業務1級
 - ア 学科試験
 - (ア) 警備業務に関する基本的な事項
 - (イ) 法令に関すること。
 - (ウ) 車両等の誘導に関すること。
 - (エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
 - (カ) 工事現場その他人または車両の通

- 行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験
 - (ア) 車両等の誘導に関すること。
 - (イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
 - (ウ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 交通誘導警備業務2級
 - ア 学科試験
 - (ア) 警備業務に関する基本的な事項
 - (イ) 法令に関すること。
 - (ウ) 車両等の誘導に関すること。
 - (エ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - イ 実技試験
 - (ア) 車両等の誘導に関すること。
 - (イ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 申請手続等
 - (1) 受付期間
 - 平成25年7月1日(月)から同年7月5日(金)までの午前9時から午後5時まで。
 - ただし、定員になり次第受付を終了する。
 - (2) 検定申請書等の提出先
 - 検定を受けようとする者(以下「検定申請者」という。)の住所地または検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する

- 警察署
 - なお、原則として本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。
 - (3) 提出書類等
 - ア 検定申請書 1通
 - イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの) 2葉
 - ウ 検定申請者の住所地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者の住所を陳明する書面 1通
 - エ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者が当該営業所に属することを陳明する書面 1通
 - オ 3(2)アに該当する者にあつては、検定を受けようとする警備業務の種類別について2級の検定に係る合格証明書の写しおよび当該合格証明書の交付を受けた後当該業務に従事した期間が1年以上であることを陳明する書面 各1通
 - カ 3(2)イに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書 1通
 - (4) 受検手数料
 - 14,000円
- に相当する福井県証紙により納入するものとし、検定申請書提出時に提出すること。
- なお、納付された受検手数料は、返還しない。

- 6 その他
 - (1) 検定受検時の携行品
 - ア 学科試験
 - ・ 筆記用具
 - イ 実技試験
 - ・ 筆記用具
 - ・ 雨具、警笛
 - (2) 受検票の交付
 - 受検票は、学科試験当日の受付時に交付する。
 - 7 検定に関する問い合わせ先
 - 福井県警察本部生活安全全部生活安全企画課電話0776-22-2880(内線3044)または各警察署生活安全課(係)
- 福井県公安委員会告示第61号**
- 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)および警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第6条に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施する。
- 平成25年5月7日
- 福井県公安委員会
委員長 鎌谷 忠雄
- 1 講習に係る警備業務の区分、講習の種類別、実施期間および定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種類	実施期間		定員
		新規取得講習	追加取得講習	
法第2条第1項第2号に規定する警備業務	新規取得講習	平成25年6月24日(月)から	平成25年7月1日(月)まで	20名
		平成25年6月27日(木)から		
	追加取得講習	平成25年7月1日(月)まで		

日曜日および土曜日を除く。

2 実施場所

福井市春山1丁目7番3号 染織会館5階会議室

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条に規定する廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1

級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した者であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に就いている者

カ 受講申込みの手続き

(1) 受付期間

平成25年5月21日から平成25年5月31日までの午前9時から午後5時までの間(定員になり次第受付を終了する。)

(2) 提出書類

ア 共通

警備員指導教育責任者講習受講申込書(申請前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦4センチメートル、横3センチメートルの写真1枚をはり付けること。) 1通

- 日曜日および土曜日を除く。
- (2) 受付場所
福井県内の警察署
なお、本人が直接申請することし、郵送や代理人による申請は認めない。
- (3) 提出書類
- ア 共通
- 警備員指導教育責任者講習受講申込書(申請前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦4センチメートル、横3センチメートルの写真1枚をはり付けること。) 1通
- イ 新規取得講習
- (ア) 上記3(1)アに該当する者
- a 2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。) 1通
- b 履歴書 1通
- (イ) 上記3(1)イに該当する者
- a 2号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
- (ウ) 上記3(1)ウに該当する者
- a 2号警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
- b 警備業務従事証明書 1通
- (エ) 上記3(1)エに該当する者
- a 2号警備業務に係る旧1級検定合格証明書の写し 1通
- (オ) 上記3(1)オに該当する者
- a 2号警備業務に係る旧2級検定合格証明書の写し 1通
- b 警備業務従事証明書 1通
- ウ 追加取得講習
- (ア) 上記3(2)アに該当する者
- a 警備業務従事証明書 1通
- b 履歴書 1通

- 級検定」という。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した者であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者
- (2) 追加取得講習
- 受講申込みを行う日において、2号警備業務の区分以外の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当する者とする。
- ア 最近5年間に2号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 1級検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者
- エ 2号警備業務に係る旧1級検定に合格した者
- オ 2号警備業務に係る旧2級検定に合格した者であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- 4 受講申込みの手続き
- (1) 受付期間
- 平成25年5月21日から平成25年5月31日までの午前9時から午後5時までの間(定員になり次第受付を終了する。)

(2) 修了考査
講習終了後、福井県公安委員会が修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

ｃ 資格者証等の写し 1通
 (イ) 上記3(2)イに該当する者
 ａ 2号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
 ｂ 資格者証等の写し 1通

(ウ) 上記3(2)ウに該当する者
 ａ 2号警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 ｂ 警備業務従事証明書 1通
 ｃ 資格者証等の写し 1通

(エ) 上記3(2)エに該当する者
 ａ 2号警備業務に係る旧1級検定合格証明書の写し 1通
 ｂ 資格者証等の写し 1通
 (オ) 上記3(2)オに該当する者

ａ 2号警備業務に係る旧2級検定合格証明書の写し 1通
 ｂ 警備業務従事証明書 1通
 ｃ 資格者証等の写し 1通

(4) 手数料
 ア 新規取得講習
 38,000円
 イ 追加取得講習
 14,000円

に相当する福井県証紙を警備員指導教育責任者講習受講申込書にはり付けると。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

5 講習に関する問い合わせ先
 福井県警察本部生活安全部生活安全企画課
 電話番号0776-22-2880(内線3044) または各警察署生活安全課(係)

6 その他
 (1) 委託先

本講習は、一般社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。

平成二十五年五月七日印
 平成二十五年五月七日発

刷
 行

発行人
 印刷人

〒九一〇一八五八〇
 〒九一〇一〇八四三

福井県福井市大手三丁目一七番一号
 福井県福井市西開発三丁目七一五

福井県
 白崎印刷(株)

☎六三〇〇